

平成30年度 企業立地支援補助金

評価表 NO.

47

所管部課名	商工政策課		担当者	藤井				
事務事業名	企業立地対策費 企業誘致事業費							
根拠法令	企業立地支援補助金交付要綱、地域成長戦略促進補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成30年度 予算額	229,716 千円	国県支出金 千円	一般財源 229,716 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	立地（協定）件数		5件/年		平成31年度			
成果指標②	新規雇用者数		100人/年		平成31年度			
補助対象者	本市に工業生産施設等を新規立地、または増設・移転するもの							
補助対象経費	用地取得費、施設設備費、賃借費、通信費、新規雇用に対する対象額							
補助対象事業・活動の内容	本市に工業生産施設等を新規立地、または増設・移転した際の用地取得費、施設設備費、賃借費、通信費について選択制により補助する。併せて、新規雇用者数に応じた額を補助する。							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他 用地取得費3/10～5/10、施設設備費5/100～1/10、賃借費3/10～5/10、通信費3/10～5/10、新規雇用×30万円※非正規20万円、障害者10万円加算 ※地域成長戦略促進補助金は新規雇用を増額							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける 過去3年の事業 (団体)等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
	支出	計			0		0	
		事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		9		4		1		
成果指標の推移①		5		6		4		
成果指標の推移②		92		87		132		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成25年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】 特になし 【事業のPR方法】 企業訪問、市ホームページでのPR 【費用対効果】 企業立地を支援することにつながり、雇用の増加が期待される。 【補助事業以外の事業】 なし 【その他】 なし							

別紙参照

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	企業立地を支援することにより、雇用の増加とともに、市の経済活動の活性化につながり、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与していると言える。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	企業立地を支援することにより、雇用の増加とともに、市の経済活動の活性化に寄与し適切な効果につながっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	企業立地（新設、増設）による雇用機会の拡充に対する支援であり、補助により行うのが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率及び補助額を設定する際、他市の状況を精査し、著しく妥当性を欠く水準とならないように、かつ競争力を保持できる基準を選定した。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	本市に新規立地した企業、増設・移転した企業を対象とする補助金であり、半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	雇用の増加とともに、市の経済活動の活性化につながる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市に新規立地した企業、増設・移転した企業に対して、初期投資を軽減することができる最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 今後も、企業誘致を継続していくため、必要不可欠な補助金と思料する。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

H27年度補助事業者	補助額
企業立地支援条例に基づく新規雇用補助金（中園機工(株)）	1,200,000
地域成長戦略促進補助金（新規雇用分：株式会社成澤屋）	6,000,000
企業立地促進補助金（賃借費分：(株)アクセレートデバイス）3回目（最終）	1,440,000
企業立地支援補助金（施設設備費：ネクサスプレシジョン(株)）	4,506,000
地域成長戦略促進補助金（用地取得費：(株)ア・トスフーズ）	10,239,000
企業立地支援補助金（新規雇用分：ネクサスプレシジョン(株)）	900,000
企業立地支援補助金（用地取得費：アサダメッシュ(株)）	27,611,000
企業立地支援補助金（施設設備費：植園産業(株)）	2,394,000
地域成長戦略促進補助金（施設設備費：中越パルプ工業(株)）	60,000,000
計	114,290,000

H28年度補助事業者	補助額
地域成長戦略促進補助金（新規雇用分：株式会社ア・トスフーズ）	15,500,000
企業立地支援補助金（新規雇用分：植園産業株式会社）	300,000
地域成長戦略促進補助金：（新規雇用分：中越パルプ工業株式会社）	4,000,000
企業立地支援補助金（用地取得費補助金：株式会社パーツ精工）	71,015,000
計	90,815,000

H29年度補助事業者	補助額
企業立地支援補助金（新規雇用補助金：株式会社パーツ精工）	9,000,000
計	9,000,000

○薩摩川内市企業立地支援補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 216 号

改正 平成 26 年 7 月 1 日告示第 742 号

平成 28 年 3 月 28 日告示第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市企業立地支援条例（平成 25 年薩摩川内市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企業立地支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、本市における企業の立地を支援し、もって本市経済の浮揚及び雇用の増大を図るため、必要があると認める者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(助成措置等)

第 4 条 市長は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる措置（以下「助成措置」という。）を行うことができる。

(1) 用地取得費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な土地（以下「施設用地」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(2) 施設設備費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な建物又は機械設備を取得した場合にその建物又は機械設備（以下これらを「施設設備」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(3) 賃借費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な建物又は施設用地（以下これらを「賃借物件」という。）の賃借に要した経費の一部を補助する措置

(4) 通信費補助 工業生産施設等のうち情報サービス施設に係る新設、増設又は移転を行った施設において通信回線の使用に要した経費の一部を補助する措置

(5) 新規雇用補助 新規雇用者（工業生産施設等の新設、増設又は移転に係る操業開始に伴い、新たに雇用される者で、かつ、3箇月以上継続して雇用保険の被保険者となるものをいう。以下同じ。）のうち、操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され、かつ、本市に住所を6箇月以上有する者（以下「新規市内雇用者」という。）を雇用した場合に補助する措置

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、事業者に対して、施設用地、賃借物件、資金及び労務のあっせん等便宜の供与を行うことができる。

（助成措置の対象）

第5条 助成措置は、次に掲げる要件を具備する事業者を対象とする。

(1) 新設、増設又は移転に伴い工業生産施設等の面積が増加し、かつ、新規雇用者の総数が5人以上であること。

(2) 用地取得費補助を受けようとする場合は、施設用地を新たに取得し、かつ、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転し、施設用地を取得した日から5年以内にその操業を開始していること。

(3) 施設設備費補助を受けようとする場合は、工業生産施設等を新設、増設又は移転し、施設設備を取得した日から2年以内にその操業を開始していること。

(4) 賃借費補助を受けようとする場合は、賃借物件を新たに賃借し、かつ、当該賃借物件に工業生産施設等を新設、増設又は移転し、賃借物件を賃借した日から2年以内にその操業を開始していること。

(5) 工業生産施設等の操業開始日後1年以内において、新規雇用者の数が5人以上であること。

（用地取得費補助の額等）

第6条 用地取得費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費（売買代金及び当該施設用地に係る造成費（解体費を含む。）をいう。以下同じ。）に10分の5を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の4を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、用地取得費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者

の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 5人以上20人未満の場合 3,000万円
 - (2) 20人以上30人未満の場合 5,000万円
 - (3) 30人以上の場合 1億円
- (施設設備費補助の額等)

第7条 施設設備費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 新設の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の10を乗じて得た額
- (2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、施設設備費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 5人以上20人未満の場合 3,000万円
 - (2) 20人以上30人未満の場合 5,000万円
 - (3) 30人以上の場合 1億円
- (賃借費補助の額等)

第8条 賃借費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 新設の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の5を乗じて得た額
- (2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、賃借費補助の額及び期間は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

- (1) 5人以上20人未満の場合 1,000万円
 - (2) 20人以上30人未満の場合 2,000万円
 - (3) 30人以上の場合 3,000万円
- (通信費補助の額等)

第9条 通信費補助は、次の各号に掲げる情報サービス施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 新設の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費のうち、当該施設の増設又は移転により増加した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、通信費補助の額及び期間は、新設、増設又は移転の設置形態を問わず、次の各号に掲げる雇用者（操業開始日の翌日から起算して1年を経過する日、2年を経過する日及び3年を経過する日のそれぞれ属する月の末日時点において雇用されている者のうち市長が別に定めるものをいう。）の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 50人以上100人未満の場合 1,000万円

(2) 100人以上200人未満の場合 2,000万円

(3) 200人以上の場合 3,000万円

(新規雇用補助の額等)

第10条 新規雇用補助の額は、新規市内雇用者のうち正規雇用者（雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している者をいう。）の数に30万円を乗じて得た額に、新規雇用者のうち非正規雇用者（雇用保険に加入している者をいう。）の数に20万円を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、新規市内雇用者に障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に掲げる者をいう。）があるときは、障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規雇用補助の額は、1億円を限度とする。

(補助金の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする助成対象事業者は、それぞれその旨市長に申請しなければならない。ただし、用地取得費補助、施設設備費補助及び賃借費補助については、そのいずれかを申請するものとする。

2 市長は前項の申請を受理したときは、それぞれその内容を審査し、条例第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(成果)

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大とする。

(見直しの期間)

第13条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第 14 条 用地取得費補助金、施設設備費補助金、賃借費補助金及び通信費補助金に係る基本条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、助成対象事業者の投下固定資産総額（工業生産施設等の新設、増設又は移転に伴い、取得した固定資産（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げる資産をいう。）のうち、工業生産施設等の事業の用に直接供するものの取得に要した額の合計額で、市長が認定した額をいう。）によって測定するものとする。

2 新規雇用補助金に係る基本条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、助成対象事業者の新規市内雇用者の数によって測定するものとする。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 1 日告示第 742 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日告示第 167 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○薩摩川内市地域成長戦略促進補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 217 号

改正 平成 26 年 7 月 1 日告示第 742 号

平成 28 年 3 月 28 日告示第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市企業立地支援条例（平成 25 年薩摩川内市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市地域成長戦略促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、本市内において高い成長性又は新たな市場創出が見込まれる事業者が食品関連施設、次世代エネルギー関連施設、医療・介護周辺関連施設若しくは観光施設（以下これらを「地域成長戦略対象施設」という。）の新設、増設又は移転をしようとする場合、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図ることを目的として、当該事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食品関連施設 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供する設備を有する施設をいう。

(2) 新規市内雇用者 新規雇用者（地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転に係る操業開始に伴い、新たに雇用される者で、かつ、3 箇月以上継続して雇用保険の被保険者となるものをいう。以下同じ。）のうち、操業開始日から 1 年を経過する日において引き続き 6 箇月以上継続して雇用され、かつ、本市に住所を 6 箇月以上有する者をいう。

(助成措置等)

第 4 条 市長は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる措置（以下「助成措置」という。）を行うことができる。

(1) 用地取得費補助 地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転のために必要な土地（以下「施設用地」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(2) 施設設備費補助 地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転のために必要な建物又は機械設備を取得した場合にその建物又は機械設備（以下これらを「施設設備」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(3) 賃借費補助 地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転のために必要な建物又は施設用地（以下これらを「賃借物件」という。）の賃借に要した経費の一部を補助する措置

(4) 新規雇用補助 新規市内雇用者を雇用した場合に補助する措置

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、事業者に対して、施設用地、賃借物件、資金及び労務のあっせん等便宜の供与を行うことができる。

（助成措置の対象）

第5条 助成措置は、次に掲げる要件を具備する事業者を対象とする。

(1) 新設、増設又は移転に伴い地域成長戦略対象施設の面積が増加し、かつ、新規雇用者の総数が5人以上であること。

(2) 用地取得費補助を受けようとする場合は、施設用地を新たに取得し、かつ、当該施設用地に地域成長戦略対象施設を新設、増設又は移転し、施設用地を取得した日から5年以内にその操業を開始していること。

(3) 施設設備費補助を受けようとする場合は、地域成長戦略対象施設を新設、増設又は移転し、施設設備を取得した日から2年以内にその操業を開始していること。

(4) 賃借費補助を受けようとする場合は、賃借物件を新たに賃借し、かつ、当該賃借物件に地域成長戦略対象施設を新設、増設又は移転し、賃借物件を賃借した日から2年以内にその操業を開始していること。

(5) 地域成長戦略対象施設の操業開始日後1年以内において、新規雇用者の数が5人以上であること。

（助成対象事業者の指定）

第6条 市長は、本市へ立地する計画のある企業を公募し、別に定めるところにより、助成対象事業者として指定する。

（用地取得費補助の額等）

第7条 用地取得費補助は、次の各号に掲げる地域成長戦略対象施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 地域成長戦略対象施設の施設用地の取得に要した経費（売

買代金及び当該施設用地に係る造成費（解体費を含む。）をいう。以下同じ。）に10分の5を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の6を乗じて得た額とする。

（２） 増設又は移転の場合 地域成長戦略対象施設の施設用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の4を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、用地取得費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

（１） 5人以上20人未満の場合 6,000万円

（２） 20人以上30人未満の場合 1億円

（３） 30人以上の場合 2億円

（施設設備費補助の額等）

第8条 施設設備費補助は、次の各号に掲げる地域成長戦略対象施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（１） 新設の場合 地域成長戦略対象施設の施設設備の取得に要した経費に100分の10を乗じて得た額

（２） 増設又は移転の場合 地域成長戦略対象施設の施設設備の取得に要した経費に100分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、施設設備費補助は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

（１） 5人以上20人未満の場合 6,000万円

（２） 20人以上30人未満の場合 1億円

（３） 30人以上の場合 2億円

（賃借費補助の額等）

第9条 賃借費補助は、次の各号に掲げる地域成長戦略対象施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（１） 新設の場合 地域成長戦略対象施設の賃借物件の賃借に要した経費に10分の5を乗じて得た額

（２） 増設又は移転の場合 地域成長戦略対象施設の賃借物件の賃借に要した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、賃借費補助の額及び期間は、次の各号に掲げる新規雇用者の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

（１） 5人以上20人未満の場合 2,000万円

(2) 20人以上30人未満の場合 4,000万円

(3) 30人以上の場合 6,000万円

(新規雇用補助の額等)

第10条 新規雇用補助の額は、新規市内雇用者のうち正規雇用者（雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している者をいう。以下同じ。）の数に50万円を乗じて得た額に新規市内雇用者のうち非正規雇用者（雇用保険に加入している者をいう。以下同じ。）の数に30万円を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、助成対象事業者が次世代エネルギー関連施設を新設、増設又は移転をしようとする場合は、新規市内雇用者のうち正規雇用者の数に100万円を乗じて得た額に、新規市内雇用者のうち非正規雇用者の数に60万円を乗じて得た額を加算した額とする。

(補助金の限度額)

第11条 補助金の限度額は10億円とする。

(補助金の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする助成対象事業者は、それぞれその旨市長に申請しなければならない。ただし、用地取得費補助、施設設備費補助及び賃借費補助については、そのいずれかを申請するものとする。

2 市長は前項の申請を受理したときは、それぞれその内容を審査し、条例第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(成果)

第13条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大とする。

(見直しの期間)

第14条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第15条 用地取得費補助金、施設設備費補助金及び賃借費補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の投下固定資産総額（地域成長戦略対象施設の新設、増設又は移転に伴い、取得した固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。）のうち、地域成長戦略対象施設の事業の用に直接供するものの取得に要した額の合計額で、市長が認定した額をいう。）によって測定するものとする。

2 新規雇用補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の新規市内雇用者の数によって測定するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日告示第742号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第167号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。